

沼津市建設業者指名委員会運営要領

昭和 44 年 11 月 21 日
訓令甲第 8 号

改正	昭和 47 年 5 月 18 日決裁 昭和 49 年 11 月 5 日訓令甲第 14 号 昭和 57 年 7 月 1 日訓令甲第 5 号 平成 3 年 3 月 11 日訓令甲第 2 号 平成 10 年 3 月 31 日訓令甲第 4 号 平成 16 年 3 月 22 日市長決裁 平成 18 年 4 月 3 日市長決裁	昭和 49 年 1 月 30 日決裁 昭和 52 年 10 月 21 日訓令甲第 6 号 平成元年 7 月 12 日訓令甲第 7 号 平成 4 年 3 月 31 日訓令甲第 2 号 平成 14 年 4 月 23 日市長決裁 平成 17 年 4 月 1 日市長決裁 平成 19 年 3 月 29 日市長決裁
----	--	--

委員会

1 委員会の審議事項

- (1) 1 件 5,000 万円以上の建設工事、1 件 2,000 万円以上の建設工事に係る測量、調査、設計、監理等の委託業務に係る入札参加資格の設定又は入札参加者の選定に関すること。
- (2) 1 件 1 億 5,000 万円以上の建設工事に係る一般競争入札の参加資格の確認に関すること。
- (3) その他委員会が必要があると認めること。

2 部会の報告

部会の決定事項は、部会長より委員長に報告しなければならない。

部会

1 部会の構成

- (1) 沼津市建設業者指名委員会要綱（昭和 44 年沼津市訓令甲第 8 号。以下「要綱」という。）第 4 条に規定する部会の委員は、財務部長、技監、水道事業管理者、建設部長、総務課長、工事検査課長並びに工事執行担当の部長及び課長をもつて充てる。
- (2) 部会に部会長を置き、財務部長を充てる。

2 部会の審議事項

委員会で審議する事項以外の入札参加者の選定等に関すること。

3 部会の会議

要綱第 3 条を準用する。

4 部会の庶務

部会の庶務は、総務課契約係長が担当する。

付 則（昭和 52 年 10 月 21 日訓令甲第 6 号抄）

1 この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（昭和 57 年 7 月 1 日訓令甲第 5 号）

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（平成元年 7 月 12 日訓令甲第 7 号）

この訓令は、令達の日から施行する。

付 則（平成 3 年 3 月 11 日訓令甲第 2 号）

この訓令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 4 年 3 月 31 日訓令甲第 2 号）

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 10 年 3 月 31 日訓令甲第 4 号）

この訓令は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 4 月 23 日市長決裁）

この要領は、市長決裁の日から施行する。

付 則（平成 16 年 3 月 22 日市長決裁）

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 17 年 4 月 1 日市長決裁）

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 18 年 4 月 3 日訓令甲第 5 号）

この要領は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。